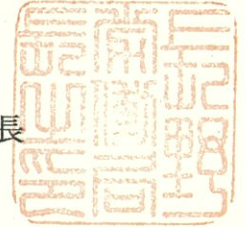




長野労発基 1201 第 1 号  
令和 5 年 12 月 1 日

各団体の長 殿  
(商工会議所、商工会、求人情報誌、報道機関)

長野労働局長



令和 5 年長野県最低賃金及び特定最低賃金の改正に  
に係る周知広報の依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県の最低賃金につきましては、令和 5 年 10 月 1 日に「長野県（地域別）最低賃金」を改正発効したところですが、今後、特定最低賃金が適用となる 3 業種についても順次改正発効となります。【はん用機械器具製造業（994円）は 12 月 20 日、計量器等製造業（983円）は 12 月 24 日、各種商品小売業（950円）は 12 月 31 日。】

つきましては、今回、リーフレット及び特別最低賃金周知広報用例文を同封いたしましたので、掲示、関係部署への配架、広報誌への掲載等、最低賃金の周知に特段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、広報誌等にご掲載いただけた場合には、お手数ですが下記労働基準部賃金室担当まで該当ページの写しをお送りいただくようお願い申し上げます。

また、令和 5 年 8 月 31 日から賃金引上げを支援する「業務改善助成金」制度が拡充（対象事業場拡大、助成率区分見直し等）されました。

最低賃金法、労働基準法の遵守徹底や中小・小規模事業者への支援に向けた周知啓発の推進に御理解いただくとともに、下記について特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

※チラシ類に不足が生じた場合は、長野労働局ホームページから適宜印刷が可能です。

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saiteitingin\\_kanairoudou/hourei\\_seido/naganoken\\_saiteitingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteitingin_kanairoudou/hourei_seido/naganoken_saiteitingin.html)

※お問合せ先



長野労働局労働基準部 賃金室  
〒380-8572  
長野市中御所 1-22-1  
TEL026-223-0555  
E-mail [chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp)  
担当 古畑、荒河